

【火入許可申請の手続き】

《関係条例等/うるま市火入れに関する条例 提出先/うるま市役所農林水産整備課》

① “火入許可申請書”の提出・・・火入れを開始する日の10日前までに提出

添付書類

- ・見取図（火入地及びその周辺の現況並びに防火の設備の位置を示す図）
- ・所有者又は管理者の承諾書（火入地が申請者以外の者が所有、又は管理する土地の場合）
- ・請負（委託）契約書の写し（申請者が請負（委託）契約に基づき火入れする場合）

火入れ許可の対象面積

1 団地における 1 回の火入れの許可の対象面積は、0.5ha を超えないものとする。

火入従事者

1 回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れ作業に従事するものを配置すること。

- (1) 0.1ha までは、5 人以上
- (2) 0.1ha を超え 0.5ha までは、10 人以上

火入従事者は、ノコギリ、鎌、スコップ、バケツ等の消火に必要な器具を携行すること。

緊急連絡体制の整備

火入者および火入責任者は、火入れを行うにあたっては、市長及び消防長に連絡することのできる体制を確保しておかなければならない。

- ・うるま市役所農林水産整備課 098-923-7622
- ・うるま市役所（代表） 098-974-3111
- ・うるま市消防本部 098-973-4838

② “火入許可証”の発行・・・上記事項を確認の上、許可証を発行

【所管の消防署への届出】 《関係条例等/うるま市火災予防条例施行規則 提出先/所管の消防署》

① “火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書”の提出

・・・火入個所を管理する消防署へ提出

添付書類

- ・火入許可証の写し

- ・具志川消防署 098-975-2001
- ・石川消防署 098-965-0831
- ・与勝消防署 098-978-3283

“火入許可申請書”及び“火災とまぎらわしい煙又は火災を発生おそれのある行為の届出書”については、うるま市役所ホームページよりダウンロードできます。